

船舶事故等調査報告書

平成27年6月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第157号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年10月27日 13時35分ごろ
発生場所	兵庫県 ^{すもと} 洲本市 ^{へいあんうら} 平安浦の東方沖 洲本港北防波堤灯台から真方位006°4,300m付近 (概位 北緯34°23.31′ 東経134°54.36′)
事故等調査の経過	平成25年10月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{こんびら} 金比羅丸、4.9トン HG3-37491（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート ^{えびす} 戎丸、2.6トン 260-36215兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（同乗者B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾部に破口
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、板びき網漁の操業を終え、兵庫県淡路市津名港に向けて帰途についた際、船長Aが、船首方にB船を見掛けたが、陸岸に寄っているため、航行の支障にならないと思い、ネットローラ後方右舷寄りの操縦場所で操船に当たり、平安浦の東方沖を北北西進した。 船長Aは、その後、前路にのり網があることが分かっていたので、左転して西に変針したが、ネットローラ後方の操舵位置で考え事をしていて前方を見ていなかった。 A船は、平成25年10月27日13時35分ごろ船首とB船の右舷船尾とが衝突した。 B船は、船長Bが、1人で乗り組み、知人（以下「同乗者B」という。）1人を乗せ、平安浦の東方沖において、船首を北東方に向けて漂泊をしながら釣りをしていたところ、B船に向かって来るA船を認めたので、機関を使用して右転し、一旦は避航動作をとったところ、その後、再びA船が接近して来たので、再度、機関を使用して避航動作をとったものの、B船とA船とが衝突した。 同乗者Bは、衝突の衝撃で転倒し、左股関節及び左上腕打撲傷を負

	った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	A船は、船体中央のやや船首寄りに操舵室が設けられ、操舵室の後方の船尾甲板にネットローラが据え付けられており、操舵室、操舵室後方及びネットローラ後方の3か所から操船が可能であったが、操舵室後方からでは、操舵室によって船首方に死角が生じていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A船は、平安浦の東方沖を北北西進中、船長Aが、左転して西に変針した際、考え事をしていて、船首方の見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、平安浦の東方沖で釣りをして漂流中、船長Bが釣りに意識を向けており、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、平安浦の東方沖において、A船が北北西進中、B船が釣りをして漂流中、船長Aが、考え事をしていて、船首方の見張りを行っておらず、また、船長Bが、釣りに意識を向けており、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中、船首死角が生じる場合は、船首死角を解消する措置を講じ、他船を見落とさないようにすること。 ・漂流中も周囲の見張りを適切に行うこと。